

令和7年度 豊田市立高嶺小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校は「いじめはどの学級でも、どの子にも起こり得る」という危機意識をもち、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識をもって対応している。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人ひとりがいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、全教育活動を通して、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」、「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教育相談コーディネーター、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を「子どもを語る会」で行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、各種お便りやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。

(2) 「いじめ対策委員会」の開催時期

ア 年5回（5月、6月、10月、12月、1月）に開催する。

イ いじめの事実への対応のため、必要に応じて隨時開催する。

(3) 「子どもを語る会」の役割

・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「子どもを語る会」の開催時期

年5回（5月、6月、10月、12月、1月）「いじめ対策委員会」の後に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

「いじめは必ずある、いじめはなくならない」という危機意識を常にもち、未然防止の取組を行う。

「いじめを見逃さない」ために子どもの心の変化を敏感にキャッチできるように、日頃から全教職員が子どもたちの身近な存在となるよう努める。

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動などを推進し、命の大切さ、相手を理解し、思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートを全学年の児童を対象に、毎月実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、教育相談を年2回実施し、より細やかな対応をしていく。

イ 通学団でのいじめに対応するため、通学団会を毎月行い、子どもから相談しやすい環境を整える。

ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

オ いじめを発見するポイントについて教職員だけでなく家庭にも周知する。

・衣服に汚れや破れが見られ、よくけがをしている。

・家庭から金品を持ち出したり、余分な金品を求めたりする。

・物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。

・自己否定的な言動が増え、非現実的なことに関心をもつ。

・不審な電話や嫌がらせのメール、急な外出が増える。

・登校を渋り、転校を口にしたり、学校をやめたがったりする。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

- イ 「子どもたちを最後まで守り抜く」という姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、養護教諭や教育相談、心の相談員、スクールカウンセラーを配置し、相談できる場を多く設定し、豊田市青少年相談センター（パレクとよた）のスクールソーシャルワーカーの専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（2月）及び保護者への学校評価アンケート（11月）を実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。また、校外研修の伝達講習を行い、いじめ対応に関する意識を高める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 主ないじめの相談窓口

①子どもの人権110番（法務省）	0120-007-110
②チャイルドライン	0120-99-7777
③愛知県警察ヤングテレホン	052-951-7867
④豊田加茂児童・障害者相談センター	0565-33-2211
⑤みんなの人権110番	0570-003-110
⑥豊田市青少年相談センター（パレクとよた）	0565-33-9955

<取組の年間計画>

	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会「子どもを語る会」	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体計測 ○いじめアンケート	○ホームページでの「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○希望制個別懇談会
5月				○いじめアンケート	
6月		○いじめ対策委員会「子どもを語る会」		○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ↓ ○教育相談週間	
7月				○いじめアンケート	
8月		○現職研修① ○いじめ研修 ○伝達講習を開催（OJT）		○必要に応じて家庭訪問、電話連絡	
9月		○いじめ対策委員会「子どもを語る会」	○ 身体計測 ○ いじめアンケート	○学校公開日	
10月		○いじめ対策委員会「子どもを語る会」	○いじめアンケート	○学校公開日	
11月			○心のアンケート（いじめアンケート） ↓ ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート ○学校公開日	
12月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○いじめ対策委員会「子どもを語る会」	○人権週間 ○赤い羽根募金活動	○個別懇談会	
1月		○いじめ対策委員会「子どもを語る会」	○保健指導（心の健康）	○縄跳び検定会（公開）	
2月		○自己評価		○教職員による学校自己評価	
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記	

*いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。



いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）



毎日の生活の中に、これまでとちがつた行動や態度が現れていないか確認してみましょう。

※お子様の様子が該当するチェック項目について□をご記入ください。

○お子さんが「いじめ」を受けていませんか？

- 朝（登校前） 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
朝になると「体の具合が悪い」と言い、学校を休みたがる。
欠席連絡した後、急に落ち着き、ほっとした表情になる。
遅刻や早退が増えた。
食欲がなくなったり、だまって食べるようになったりした。
- 夕（下校後） 勉強しなくなる。集中力がない。
家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。
交友関係が変わった。
電話やメールの着信音におびえる。
- 夜（就寝前） 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
家族への態度が大きくなる。家族への言動がひどくなる。
ささいなことでいらいらしたり、物にあたったりする。
学校や友だちの話題が減った。
自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
理由をはっきり言わないあざや、傷あとがある。
自分の物を触られるのを嫌がる。
スマホやパソコン（オンラインゲームを含む）をいつも気にしている。
- 夜間（就寝後） 寝つきが悪かったり、夜眠れなかつたりする日が続く。
学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
服がよごれていったり、破れていたりする。
スマホやオンラインゲームを確認すると、悪口を言われていたりやりとりを消した形跡があつたりする。

○お子さんが「いじめ」をしていませんか？

*いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉遣いが悪くなる。言うことを聞かない。人のことをばかにする。
交友関係が変わった。
買ったおぼえのない物を持っている。
与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。